

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

武豊町長 初山 芳輝
(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての回答

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答（福祉課）

介護・福祉サービスにつきましては、介護保険法及び福祉関係法に準じて施行してまいります。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答（総務課）

国には、財政破綻を防ぎつつ、各種社会保障施策の財源を安定して確保することを期待しています。町独自の施策あるいは上乘せについては、今後も町行財政の効果的・効率的な運営を進める中で、適切に判断していきます。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

回答（収納課）

サービスの制限が目的ではなく、税の公平性の保持及び自主財源の確保、滞納の抑止と納税折衝機会の拡大のために実施しているもので、現行のとおり実施してまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答（福祉課）

保険料につきましては、現行のとおり減免制度で実施してまいります。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答（福祉課）

介護保険法で、高額介護サービスと特定入所者介護サービス及び高額医療合算介護サービスで対処しております。また、町単独事業で、住宅リフォーム補助事業と低所得者介護制度等利用負担扶助事業を今後も実施してまいります。

- ③ 新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

回答（福祉課）

認定につきましては、国の指導のもとに実施してまいります。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

回答（福祉課）

H21度より、新しい介護のパンフレットを作成しましたので、認定及びケアプラン作成の際に、より理解していただけるように活用してまいります。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

回答（福祉課）

県は8月23日に、国は8月24日に説明会を開催しており、それに出席しております。近日中に新しい認定の本を県よりいただきますので、配布する予定であります。

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答（福祉課）

介護施設につきましては、第4期介護計画で増設を計画しておりません。助成制度は、実施困難と考えております。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答（福祉課）

町単独事業での財政的な支援は、考えていません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答（福祉課）

配食サービスにつきましては、現行のとおり実施してまいります。

② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

回答（福祉課）

敬老パスは、考えていません。

地域巡回バスは、現在実施にむけて検討中であります。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

回答（福祉課）

憩いのサロン事業を展開中であります。

(3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答（福祉課）

現行制度で実施してまいります。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答（福祉課）

現行のとおり、申し出のあった場合に発行させていただきます。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答(住民課)

現行制度で実施してまいります。

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

回答(住民課)

町独自の助成は考えておりません。

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答(住民課)

「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付に関する要綱」に基づき実施してまいります。

- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答(住民課)

現行制度で実施してまいります。

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

回答(住民課)

町独自の助成は考えておりません。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答(住民課)

現行制度で実施してまいります。

- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

回答(健康課)

昨年度から引き続き、県内の医療機関において無料で受診できる妊婦健康診査受診票を14枚、産婦健康診査を1枚交付しています。また、里帰り出産などで県外へ行かれる妊産婦への対応として償還払い制度を実施しています。

- ③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

回答(健康課)

国、県の動向を参考にしながら、判断したいと考えます。

- ④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとってください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

回答(学校教育課)

現行制度で実施してまいります。なお、申請受けつについては役場窓口においても受け付けております。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答(税務課)

国民健康保険事業を運営していくためには、どれだけの税が必要かということが重要課題の一つです。加入世帯も年々増加し、使われる医療費等も増え、運営自体も非常に厳しい現状があります。

それら等を踏まえ、加入世帯には最低限の負担はしていただくという考えで賦課をしています。また、一般会計からの繰り入れも毎年最大限の繰り入れ(9千万円~1億円)を行っています。

経済状況等踏まえ、今後の施策に対処しなければなりません、平成20年度に改定を図りましたので、数年は現状を継続していく考えです。ご理解ください。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答(税務課)

他市町の状況等踏まえ、検討はしますが、現在のところ考えていません。

現行制度を継続します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答(税務課)

現在のところ考えていません。現行制度を継続します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答(税務課)

現行の減免制度を継続します。

現状の社会情勢では、個人々によって内容に大きな格差が生じているのが実情です。町民税の申告等の折、直接本人から状況をお聞きして対応している実情です。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答(住民課)

国民健康保険法第9条の規定に基づき実施してまいります。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

回答(住民課)

短期被保険者証を交付してまいります。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答(収納課)

生活実態を無視した徴収や差押さえなどは行っていません。

- ③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

回答（住民課）

「武豊町国民健康保険医療費一部負担金減免等事務取扱基準」を設けて実施しています。

5. 障がい者施策の充実について

- ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

回答（福祉課・住民課）

現行制度で実施してまいります。

自立支援医療(精神通院医療)については、医療費は無料です。

- ②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

回答（福祉課）

現行制度で実施してまいります。

- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

回答（福祉課）

国・県の制度で対応していただきたい。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答（健康課）

特定健診、歯周疾患検診は無料。がん検診は自己負担金をいただいています。特定健診は5月～7月、がん検診は通年。歯周疾患検診は9月～10月に実施しています。特定健診は個別検診と集団検診の併用、がん検診は集団検診の単独、歯周疾患検診は個別検診の単独で実施しています。現行でご理解してください。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

回答（健康課）

職場などで健診の機会がない18～39歳の方を対象に、血圧測定、血液検査、尿検査、問診を無料で実施しています。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

回答（健康課）

歯周疾患検診は40、50、60、70歳の方を対象に年1回無料で実施しています。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

回答（福祉課）

引き続き、適切に対応してまいります。

- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

回答（福祉課）

今後も、適切に対応してまいります。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

回答（福祉課）

現状の体制で対応してまいります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら、必要な要望をしてまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りな

がら、必要な要望をしてまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ⑤ 後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら、必要な要望をしてまいります。